

ひきこもり・地域の居場所づくり支援につながっていく 阪南市の『草のネットワーク』とは？

令和8年6月12日 大阪府阪南市福祉事務所所長 御坊谷 隆



◎自治体概要 (R8.3.31現在)

面積: 36.17km²

総人口: 49, 133人

総世帯数: 24, 148世帯

65歳以上人口: 17, 362人

高齢化率: 35.34%

15歳未満人口: 4,402人

少子化率: 8.96%



1. 阪南市の概要



阪南市 <http://www.city.hannan.lg.jp/>



- 市制施行 H3.10.1
- 大阪府で一番新しい市
- 大阪府で一番南の市
- 和歌山市から約22分
- SDGs未来都市
- 山中溪のさくら
- ぴちぴちピーチ
- わんぱく王国
- 自然と歴史的街並みなど



Special foodj なにわ黒牛



浪花酒造 浪花正宗



草竹農園 水なす



名倉水産 味付け海苔



山中溪のさくら



わんぱく王国



あんしんのおてつだい
あやめ
ケアプランセンター
TEL 072-493-6493



ぴちぴちビーチのビーチバレー

2. 重層的支援体制整備事業の体制づくりについて



阪南市における重層事業の考え方

- 本市では、現場の専門職や地域活動者の課題、思いに基づいて、様々な支え合いの仕組み、連携の仕組みがつくられてきました。
- 国モデルを踏襲するのではなく、蓄積された地域福祉基盤を大切にしながら、『**阪南市版の包括的な支援体制づくり**』を公民協働で進めます。
- また、これらの仕組みは、常に現場で生じる新たな課題に対応するべく、随時、関係機関の協議・合意のもとで**点検・改善**を重ねます。
- 行政を中心とした「公」と並んで、阪南市社会福祉協議会を「民」の要として、住民の組織化やネットワーク化、社会資源の開発などの地域福祉推進のための中間支援機関の役割を果たすとともに、行政とともに包括的支援体制づくりを進めるパートナーとして位置づけていきます。

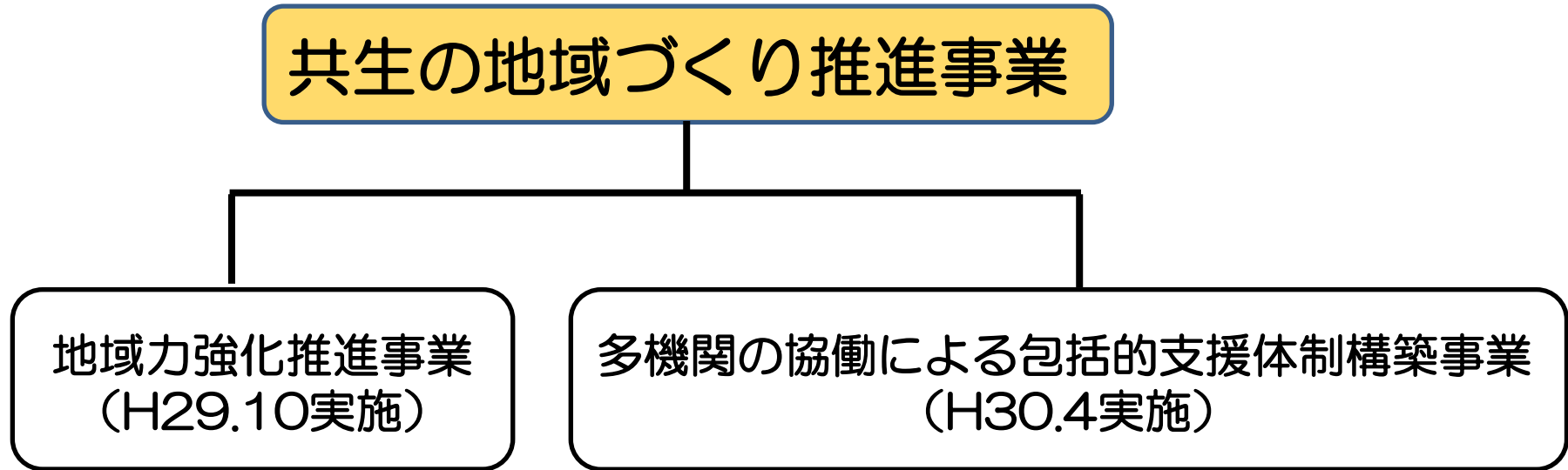
重層的支援体制整備事業開始までの経緯

年度	阪南市の地域福祉(包括的な支援体制整備)のあゆみ
H10年度	12小学校区に福祉委員会設置 小地域ネットワーク事業開始
H12年度	第1期阪南市地域福祉推進計画及び同実施計画の策定(公民協働計画) ・市町村地域福祉計画と社会福祉協議会の活動計画を協働で策定
H17年度	コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)配置促進事業の開始(府事業) ・市内4圏域の社福法人にCSWを各1名配置(地域連携による属性を問わない相談支援事業)
H22～H23年度	安心生活創造事業(国モデル事業:セーフティネット支援対策等事業)の実施 ・災害時要援護者支援登録事業の体制構築(地域での日常の見守りと災害時の安否確認)
H23年度	「第2期阪南市地域福祉推進計画(H24～H28)」策定
H24～H25年度	府介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業(地域支えあい体制づくり事業) ・災害時要援護者支援登録事業のシステム導入、まちなかサロン・介護予防活動などの環境整備
H26～H28年度	買い物支援プロジェクトチーム(市単独事業) ・市内の配達可能な商店情報等の買い物支援マップ作成、買物支援兼ボランティアコーディネーターの配置など
H28年度	「第3期阪南市地域福祉推進計画(H29～R3)」策定 ・地域包括支援センター直営から2か所に増設し、民間委託(2圏域ずつ担当) ・生活支援体制整備事業の開始(社協委託)
H29～R2年度	共生の地域づくり推進事業(国モデル事業) ・地域力強化推進事業(子ども福祉委員・まちなかほっこり相談) ・多機関の協働による包括的支援体制整備事業(共生の地域づくり庁内連携推進会議、くらし丸ごと相談室)
R2年度	生活困窮者自立相談支援事業 直営から受託(社協委託)
R3年度	CSW委託が4社福法人から2つの地域包括支援センター内に配置変更 ・市内4圏域の4名のCSWを、包括に2名ずつ配置し、各圏域を担当する
R3年度	重層的支援体制整備事業移行準備事業(国補助事業) ・多機関協働の取組、アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組、参加支援の取組、庁内連携体制の構築など
R4～	重層的支援体制整備事業 ・世代や属性を問わず断らない包括的支援体制の構築をめざす。
R4年度	「第4期阪南市地域福祉推進計画(R5～R9)」策定 ・重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見利用促進基本計画、再犯防止計画を包含 ※コロナ禍で策定年度が1年遅れる

共生の地域づくり推進事業（国モデル事業H29～R3）

〇めざすもの

地域住民や地域の多様な主体が地域生活課題を「我が事」としてとらえて、主体的に参画し解決していく仕組みづくりや、行政が縦割りを排除し、地域住民と協働して包括的な「丸ごと」の支援体制を構築することに取り組む。



※R3は重層的支援体制整備移行準備事業で実施

地域力強化推進事業

○平成29年10月より、阪南市社会福祉協議会に委託

【地域力強化推進事業(社協)】

○「丸ごと」の地域づくり

- ①受け止める場の整備
- ②受け止める場の周知
- ③課題の早期把握

○「我が事」の地域づくり

- ①住民活動を支援する者への支援
- ②活動拠点整備
- ③住民等への研修

○平成29年度～令和3年度の主な取り組み

- ①「子ども福祉委員」の創設・拡充
- ②「おにぎりカフェ」農福連携による住民活動(with包括)
- ③既存のまちなかサロンの多世代型への発展・拡充等

- ①サロン・カフェでの「ほっこり相談」
 - ・専門職による福祉・生活相談
 - ・保健師による介護・健康相談
- ②市職員のサロン・カフェ訪問研修
市民協働庁内推進委員研修等

- ③「多世代型カフェ」
 - ・マスターズカフェ(with包括)
 - ・手話カフェ(withマスターズカフェ)
- ④農福連携による地域活性化
 - ・おにぎりカフェ

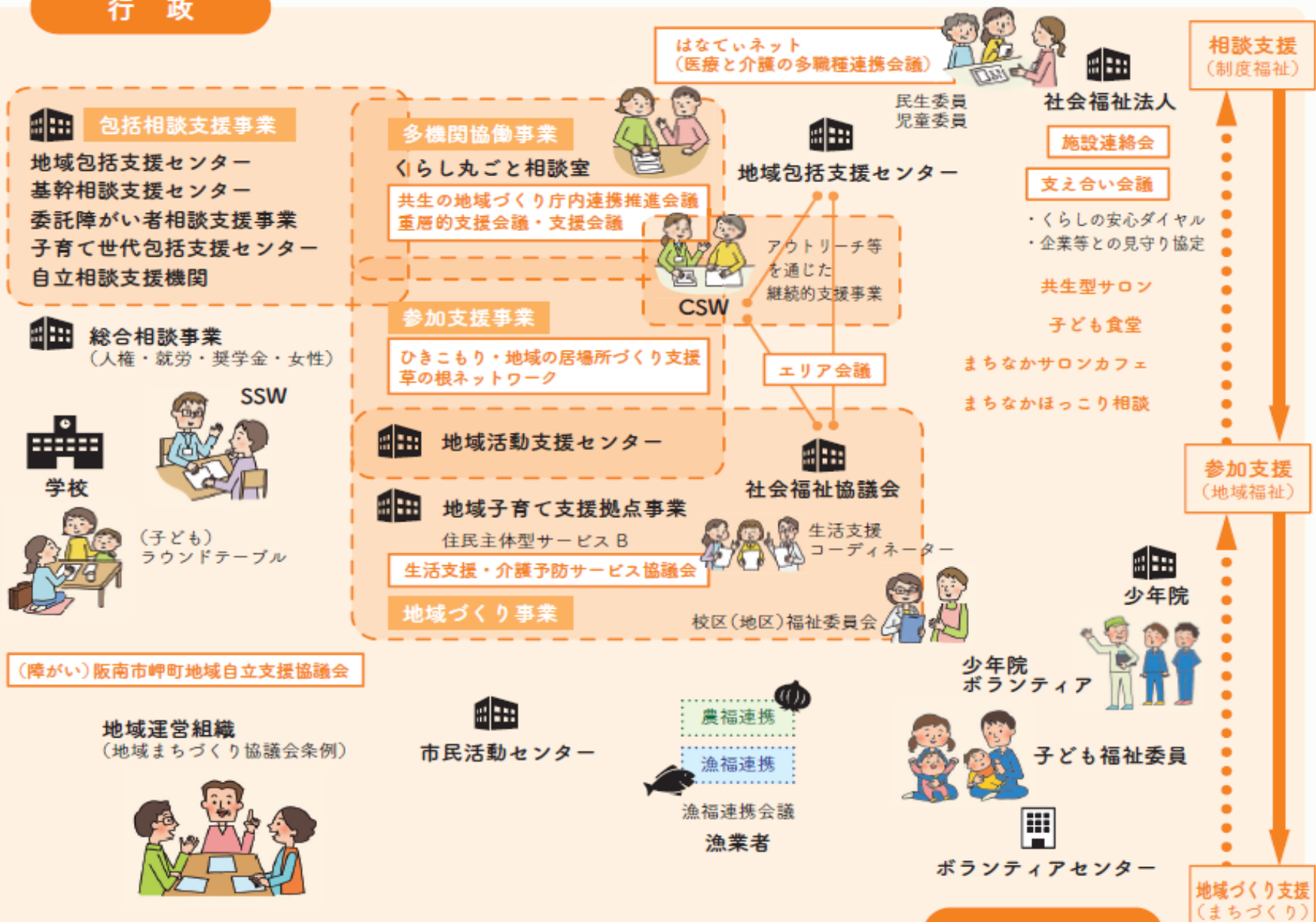
阪南市の重層的支援体制整備事業 (R4.4.1～)

「重層的支援体制整備事業」とは、社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うなど、市全体として相談者本人に寄り添い、伴走し、地域で支えあう支援体制を構築していく事業を実施。

	事業名称	事業内容・取り組み	本市の事業	担当課
属性を問わない相談支援	① 包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化課題は適切な多機関協働事業につなぐ 	【介護】地域包括支援センター 【障がい】基幹相談支援センター 委託障がい者相談支援事業 【子ども】子育て世代包括支援センター 【困窮】生活困窮者自立相談機関	介護保険課 市民福祉課 健康増進課 生活支援課
多様な参加支援	② 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行う ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターの利用 ・ひきこもり支援・草の根ネットワーク (中間支援:プラットフォーム) 	市民福祉課
地域づくりに向けた支援	③ 地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る 	【介護】地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業 【障がい】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点 【困窮】共助の基盤づくり事業	介護保険課 市民福祉課 こども支援課 市民福祉課
相談支援・参加支援・地域づくり支援を効果的に実施する事業	④ 多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援会議 ・支援会議 ・くらし丸ごと相談室 ・共生の地域づくり庁内連携会議 	市民福祉課
	⑤ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・各種機関等とのネットワークや住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く 	<ul style="list-style-type: none"> ・CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の配置 (現行事業の位置づけ) 	市民福祉課

※プラットフォーム: 様々な分野の関係者が集い、関係性を深めるための場。地域の多様な主体が出会い、つながりの中からさらなる展開を生む機会となることで、参加する関係者の弱みを補うだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化することにもつながる場。

行政



3. ひきこもり・地域の居場所づくり 支援・草の根ネットワークについて



②参加支援

(ひきこもり・地域の居場所づくり・草の根ネットワーク)

・ひきこもり支援や居場所などの関心がある方が集まり、当事者や関係者の課題把握と居場所(参加の場)を検討するプラットフォーム(中間支援)

参加者:元当事者、家族、ひきこもり支援NPO、障がい相談支援機関、社会福祉法人、CSW、地域包括支援センター、公民館、教育委員会 等

	経過
R1	11月:公民館の「ひきこもり支援実践講座」受講者を中心に、立ち上げ 以後:月1回 学習会(当事者の声・就労支援など)
R2	コロナ禍により7月から再開(月1回開催) 11月:(厚労省事業)「ひきこもりをとらえなおす」 2月:(厚労省事業)「ひきこもりUXラウンジ」
R3	2月に1回開催に変更(関係性構築されたため。) 10月:(府事業)「ひきこもりUX女子会」 10月から:関心テーマ別にグループ討議を重ねる(イベント・相談・居場所)
R4	4月:会の目的に「地域の居場所づくり支援」を入れ、令和4年4月に「ひきこもり・草の根ネットワーク」から名称変更(2か月に1回開催) グループ討議から各部会が結成 「イベント部会」「居場所部会」「当事者・家族・相談部会」

・イベント部会「ぼちぼちいこらyo！」

- ①5月:インスタグラム立ち上げ
- ②7月:地域のバザーに参加
(以後、年3回程度参加)
(輪投げ・玉入れ・千本くじのゲーム)

・居場所部会「虹みつけ」

- ①本市内外の子ども食堂(+学習支援や居場所)を数か所見学。
- ②地域の活動場所の提供を考えている団体との意見交換
- ③他の「居場所」など情報交換

当事者・家族・相談部会

- ①当事者や家族の悩みや相談の仕組みなどについて意見交換

阪南市ひきこもり・地域の居場所づくり支援・草の根ネットワークの概要

所管課：重層的支援体制事業等を所管する市民福祉課

- 回数・時間：全体会は隔月（年6回）、市役所会議室にて90分間
- 参加者：平均出席者20名程度。依頼文書にて出務する関係機関の担当者（社協、医療機関、NPO、障害福祉サービス事業所、CSW、議員、大阪府など）のほか、当日に予約なしで誰でも参加することができる。
ひきこもり状態の本人および家族、市外の人も可。
- 会議の主な内容：近況報告を中心とした交流（出会い・関係作りの場。お互いの活動状況を報告し、その意義を確認し合う場）。事例を取り上げて、支援方針や関係機関の役割分担を検討するような話し合いはしていない。
- 部会：具体的な取り組み（居場所づくり、啓発イベントの開催など）は、部会に分かれて話し合う。
部会は、全体会の時間内で行ったり、随時開催している場合もある。

【草の根ネットワーク創設の経緯と展開(1)】

➤2018年度～

阪南市立尾崎公民館(生涯学習)による「ひきこもり支援の連続講座」の開催。誰でも無料で参加できる。家族が中心だが、本人および地域住民等も参加 その後、毎年開催(3か月間、4～6回の連続講座)

➤2019年度～

講座の受講者を中心に、ひきこもりの市町村プラットフォーム(草の根 ネットワーク)を創設 市役所所管としたが構成団体はNPOや家族など当初から市民協働の色合いが強かった。

➤2021年度～

同プラットフォーム内に部会(活動体)を立ち上げた。

- ① イベント部会: 地域イベントへの参加。SNS等を活用した啓発活動など
- ② 居場所部会: 「子ども食堂」などの地域の居場所の見学。連携を模索
- ③ 当事者・家族・相談部会: 支援ニーズの確認、支援のあり方の検討
など ⇒ 参加者は好きな部会に入って活動できる。

【草の根ネットワーク創設の経緯と展開(2)】

➤2022年度～

当事者・家族・相談部会 の話し合いから定期的な居場所の必要性を確認し、支援講座受講者のフォローアップの場として、「ひきこもり家族交流会」を開始 隔月開催。講座受講者には家族以外も含まれるため、家族を中心とした居場所だが、誰でも参加できる。(ひきこもり状態の本人も参加)

➤2023年度～

家族交流会に正式な名称(まんまの会)を付け家族会を発足。規約を作成、代表を家族が担い、市民活動センターの登録団体となる。主にひきこもりの家族の居場所となる。定例会は隔月開催、平均参加者10名程度。誰でも参加可。

➤2023年度～

地域の居場所カフェの協力を得て、本人の居場所を試行的に開設

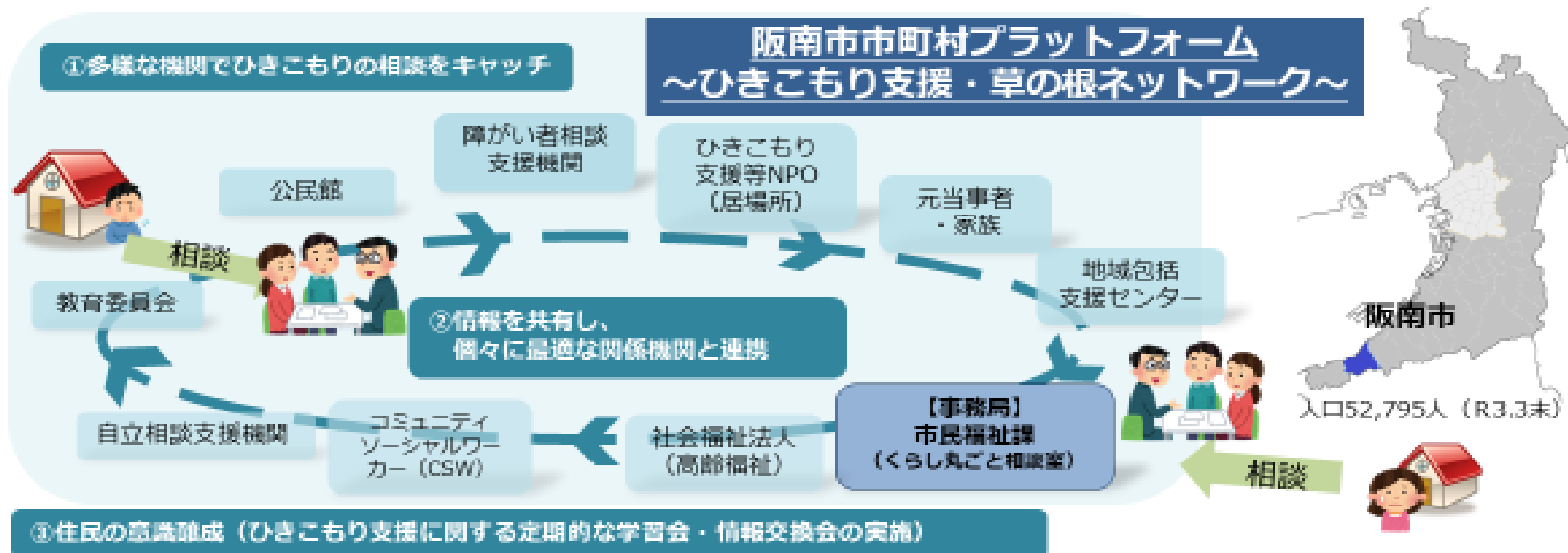
➤2024年度～

イベント部会が中心になり、ひきこもり啓発イベントとして実施される音楽フェスの企画運営に協力

大阪府阪南市の市町村プラットフォームの取組 ～ひきこもり支援・草の根ネットワーク～



- 大阪府阪南市では、従前から、「誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち」を掲げて、共生の地域づくりの実現に取り組む中、ひきこもり支援を中心とする就職氷河期世代支援の取組に当たり、令和元年11月に、新たに市町村プラットフォーム「ひきこもり支援・草の根ネットワーク」を設置
- 市主催の「ひきこもり支援実践講座」を受講したNPO法人、元当事者、家族等をメンバーに加え、行政の各部門、民間が連携したネットワークを構築して、多様な相談の入口と多様な支援の選択肢を用意



支援に関する学習会・情報交換会を月1回程度実施

(テーマ) ひきこもり元当事者から学ぶ、地域における「居場所」作り、社会資源の活用と事業運営(継続支援)等

厚生労働省作成

ワンポイント

- ・イベント（ひきこもり支援実践講座）を契機としたプラットフォーム（ネットワーク）の構築
- ・NPO法人が運営する居場所の利用、民間事業所での就労体験など、個々に最適な支援を提供できる多様な関係機関との連携

ひきこもりなどの生きづらさも抱えた方と
そのご家族のための

地域資源 ブックマーク

阪南エリア版

安心できる居場所がほしい、共鳴し合えるひとに会いたい、
親身に話を聴いてほしい、自分らしくはたらきたい…。

抱えきれない思いを持ち寄れる場所、

力になってくれる窓口や専門機関、

そんな、阪南エリアの「地域資源」をあつめました。

ブックマーク
しおりを本に挟んでおきたいに、

ぜひお手ともに、また心に留めておいてください。

無料スペース

一人で時間を過ごしたり、少人数で話したいときに
利用できるオープンスペースがあります。

阪南市立西鳥取公民館



📍 阪南市鳥取1214-1
南海線「鳥取ノ荘」駅から徒歩3分

🕒 開館時間 9:00-22:00(日曜日は9:00-17:00)

📅 休館日 月曜日、祝日(月曜日が祝日の場合は
直近の休館日でない日)、年末年始

☎ 072-472-3188

阪南市立尾崎公民館



📍 阪南市尾崎町1-18-15
南海線「尾崎」駅から徒歩3分

🕒 開館時間 9:00-22:00(日曜日は9:00-17:00)

📅 休館日 月曜日、祝日(月曜日が祝日の場合は
直近の休館日でない日)、年末年始

☎ 072-471-0531

阪南市立東鳥取公民館



📍 阪南市自然田1464
南海ウイングバス南部尾崎線バス停「石田」から
徒歩4分

🕒 開館時間 9:00-22:00(日曜日は9:00-17:00)

📅 休館日 月曜日、祝日(月曜日が祝日の場合は
直近の休館日でない日)、年末年始

☎ 072-471-0050

阪南市立図書館



📍 阪南市尾崎町35-3
南海線「尾崎」駅から徒歩5分

🕒 開館時間 10:00-17:00
(金・土は19:00、祝日は17:00まで)

📅 休館日 水曜日、祝日のあとの日、資料整理日、
特別資料整理期間、年末年始

☎ 072-471-9000



「ひきこもりUX会議」は、不登校、ひきこもり、発達障がい、
セクシュアル・マイノリティの当事者・経験者らで立ち上げた
クリエイティブチームです。

さまざまな生きづらさや孤独を解放し、一人ひとりが自分
の人生を自分でデザインできる社会を目指して、当事者
の視点から「生存戦略」の提案・発信を続けています。

2021年2月発行

制作・発行：一般社団法人ひきこもりUX会議 <https://uxkaigi.jp/>

協力：阪南市/ひきこもり支援・草の根ネットワーク

このリーフレットは、令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「ひきこもり当事者やその家族と支援領域の
プラットフォーム「Junction」整備・構築に関する調査研究事業」の一環として制作しました。

発行：一般社団法人ひきこもりUX会議(令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業の一環として発行)

定例会は
隔月開催

だれも否定しない、
”そのまんま”でいい会



まんまの会

- 市民活動センターでの開催
- 隔月、土曜日の午後
- 誰でも参加可
- 「ひきこもり」のご本人も参加する
- 市外の人も参加
- 近況報告を中心とした交流
(出会いの場)
- 絵本の読み聞かせ
- イベント参加 (フリーマーケット出店)
なども



阪南市ひきこもり家族等の交流会 since 2022

ご清聴ありがとうございました

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

「誰も一人ぼっちにしない、
誰も排除しないまち」
SDGs × 阪南市

1 貧困を
なくそう



3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



以下は参考資料

(阪南市における重層事業の概要)

※一部再掲

阪南市の重層的支援体制整備事業(R4.4.1～)

「重層的支援体制整備事業」とは、社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うなど、市全体として相談者本人に寄り添い、伴走し、地域で支えあう支援体制を構築していく事業を実施。

	事業名称	事業内容・取り組み	本市の事業	担当課
属性を問わない相談支援	① 包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める 支援機関のネットワークで対応する 複雑化・複合化課題は適切な多機関協働事業につなぐ 	【介護】地域包括支援センター 【障がい】基幹相談支援センター 委託障がい者相談支援事業 【子ども】子育て世代包括支援センター 【困窮】生活困窮者自立相談機関	介護保険課 市民福祉課 健康増進課 生活支援課
多様な参加支援	② 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 社会とのつながりを作るための支援を行う 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行う 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターの利用 ひきこもり支援・草の根ネットワーク (中間支援:プラットフォーム) 	市民福祉課
地域づくりに向けた支援	③ 地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する 交流・参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする 地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る 	【介護】地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業 【障がい】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点 【困窮】共助の基盤づくり事業	介護保険課 市民福祉課 こども支援課 市民福祉課
相談支援・参加支援・地域づくり支援を効果的に実施する事業	④ 多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> 市町村全体で包括的な支援体制を構築する 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす 支援関係機関の役割分担を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 重層的支援会議 支援会議 くらし丸ごと相談室 共生の地域づくり庁内連携会議 	市民福祉課
	⑤ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 支援が届いていない人に支援を届ける 各種機関等とのネットワークや住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く 	<ul style="list-style-type: none"> CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の配置 (現行事業の位置づけ) 	市民福祉課

※プラットフォーム:様々な分野の関係者が集い、関係性を深めるための場。地域の多様な主体が出会い、つながりの中からさらなる展開を生む機会となることで、参加する関係者の弱みを補うだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化することにもつながる場。

① 包括的相談支援（基本型事業・拠点型）

属性を問わない（分野を超えた）相談支援

地域包括支援センター事業（委託：2か所）

地域包括ケアシステムの中核となる機関

- ① 介護予防支援事業（介護予防ケアプランの作成）
- ② 介護予防ケアマネジメント事業
- ③ 総合相談支援事業（生活上のあらゆる相談に対応）
- ④ 権利擁護事業
（虐待対応・消費者被害防止・成年後見制度利用支援等）
- ⑤ 包括的継続的ケアマネジメント支援事業
（CMからの利用者支援相談や関係機関との連携・協働等）

相談支援事業（基幹相談：直営、委託相談：1か所）

- ① 専門的職員を配置
（保健師、社会福祉士、精神保健福祉士を配置）
- ② 地域の相談支援体制の強化の取組
（相談支援事業者等に指導・助言、人材育成支援、法律相談等）
- ③ 地域移行・地域定着の促進の取組
（『にも包括』のための保健・医療・福祉関係者による協議の場）
- ④ 包括的支援体制構築への参画の取組
（くらし丸ごと相談室・CSW・自立相談支援事業等との連携など）

利用者支援事業（母子保健型：市直営）

- ① 妊娠期から子育て期に至る切れ目のない支援のため、相談対応、情報提供、支援プラン作成、関係機関との連携を図る。
- ② ①を円滑に進めるため、要支援者の早期把握、サービスを包括的に提供されるための関係機関との協議の場とネットワークづくりを行い、その活用を図る。

自立相談支援事業（委託：1か所）

- ① 相談者の抱える課題を評価・分析しニーズに応じた自立支援プランを策定
（自立相談支援機関の相談窓口を委託先に設置）
- ② 自立支援プランに基づく各種支援の実施
（生活困窮者の相談を生活福祉資金の相談及び庁内連携を含めた生活保護との連携を密にした形で一体的に対応できるよう事業実施）
- ③ 日常生活自立に関する支援も併せて実施。

②参加支援

コーディネート

- ①既存の社会参加に向けた事業で対応できない狭間の個別ニーズに対応
- ②各包括的相談支援事業者及び委託障害者相談支援事業で相談を受け、ニーズを踏まえたプラン作成
- ③重層的支援会議で、参加支援事業の利用の適否を図る。

地域活動支援センターの利用

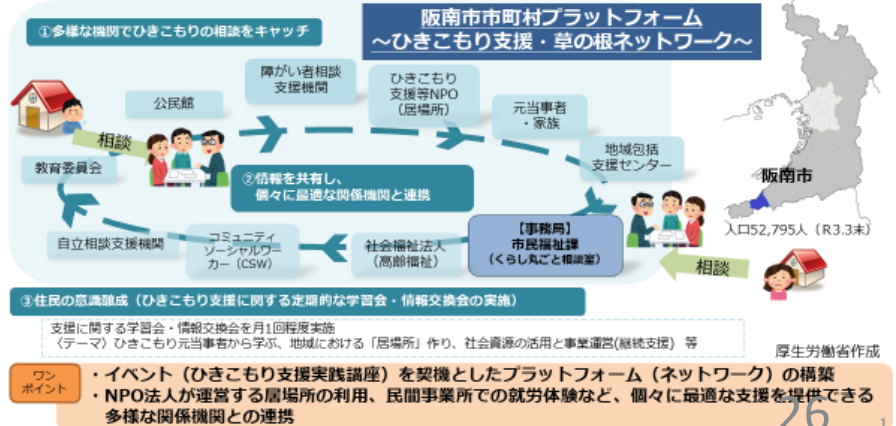
- ①参加支援事業の利用者のうち、希望者は地域活動支援センターを受入先として利用可能。
- ②利用に際し、他の社会資源との調整の上、利用
- ③他に市内NPO（ひきこもり支援を行う。）の利用もあり

ひきこもり・地域の居場所づくり支援 草の根ネットワーク(プラットフォーム)

・年6回(2か月に1回)、ひきこもり支援や居場所づくりなどに関心がある元当事者、家族、支援者等が集まり、学習会・情報交換会などを実施。

大阪府阪南市の市町村プラットフォームの取組 ～ひきこもり支援・草の根ネットワーク～

- 大阪府阪南市では、従前から、「誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち」を掲げて、共生の地域づくりの実現に取り組む中、ひきこもり支援を中心とする就職氷河期世代支援の取組に当たり、令和元年11月に、新たに市町村プラットフォーム「ひきこもり支援・草の根ネットワーク」を設置
- 市主催の「ひきこもり支援実践講座」を受講したNPO法人、元当事者、家族等をメンバーに加え、行政の各部門、民間が連携したネットワークを構築して、多様な相談の窓口と多様な支援の選択肢を用意



厚生労働省作成

ワンポイント
 ・イベント(ひきこもり支援実践講座)を契機としたプラットフォーム(ネットワーク)の構築
 ・NPO法人が運営する居場所の利用、民間事業所での就労体験など、個々に最適な支援を提供できる多様な関係機関との連携

②参加支援

(ひきこもり・地域の居場所づくり・草の根ネットワーク)

・ひきこもり支援や居場所などの関心がある方が集まり、当事者や関係者の課題把握と居場所(参加の場)を検討するプラットフォーム(中間支援)

参加者:元当事者、家族、ひきこもり支援NPO、障がい相談支援機関、社会福祉法人、CSW、地域包括支援センター、公民館、教育委員会 等

	経過
R1	11月:公民館の「ひきこもり支援実践講座」受講者を中心に、立ち上げ 以後:月1回 学習会(当事者の声・就労支援など)
R2	コロナ禍により7月から再開(月1回開催) 11月:(厚労省事業)「ひきこもりをとらえなおす」 2月:(厚労省事業)「ひきこもりUXラウンジ」
R3	2月に1回開催に変更(関係性構築されたため。) 10月:(府事業)「ひきこもりUX女子会」 10月から:関心テーマ別にグループ討議を重ねる(イベント・相談・居場所)
R4	4月:会の目的に「地域の居場所づくり支援」を入れ、令和4年4月に「ひきこもり・草の根ネットワーク」から名称変更(2か月に1回開催) グループ討議から各部会が結成 「イベント部会」「居場所部会」「当事者・家族・相談部会」

・イベント部会「ぼちぼちいこらyo！」

- ①5月:インスタグラム立ち上げ
- ②7月:地域のバザーに参加
(以後、年3回程度参加)
(輪投げ・玉入れ・千本くじのゲーム)

・居場所部会「虹みつけ」

- ①本市内外の子ども食堂(+学習支援や居場所)を数か所見学。
- ②地域の活動場所の提供を考えている団体との意見交換
- ③他の「居場所」など情報交換

当事者・家族・相談部会

- ①当事者や家族の悩みや相談の仕組みなどについて意見交換 27

③地域づくりに向けた支援

地域介護予防活動支援事業

- ①介護予防拠点(共生型): 4か所(委託)
各日常生活圏域に介護予防の集いの場として、多世代型拠点を委託運営。
- ②地域の会場で介護予防教室を実施。
 - (1)校区での介護予防教室
 - (2)いきいき健康教室
 - (3)いきいき百歳体操
 - (4)栄養改善育成講座(ボランティア育成)

生活支援体制整備事業

- ①生活支援コーディネーター(委託)
 - 第1層(1名): 市内全域の社会資源開発のコーディネート機能
 - 第2層(2名): 2つの日常生活圏域ごとに1名ずつ配置し社会資源開発やニーズと活動のマッチング機能等
- ②生活支援・介護予防サービス協議会
連携・協働による取組を推進するための多様な関係者による定期的な協議の場(2か月に1回)

地域共生・住民主体が事業の柱

地域活動支援センター事業(I型)

- ①創作的活動(手芸・陶芸など)・レクリエーション・音楽療法・地域との交流会など
- ②精神保健福祉士による相談事業、看護師又は嘱託医による健康指導
社会適応訓練(調理実習・書道・茶道など)
障がい福祉関係講座の開催
- ③重度身体障がい者への介護サービス
看護師による健康管理・健康相談等
PT・OTによるリハビリテーション



地域子育て支援拠点事業(一般型)

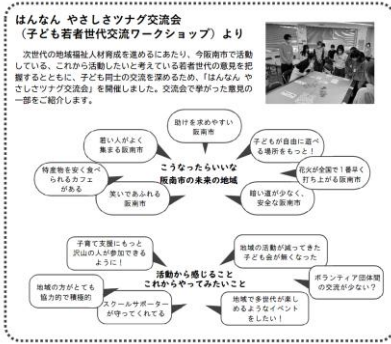
- ①情報発信と各地域での親子支援活動
 - (1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - (2)子育て等に関する相談、援助の実施
 - (3)地域の子育て関連情報の提供
 - (4)子育て及び子育て支援に関する講習等
 - (5)本市の子育て支援の充実に必要な事業等
- ②出張ひろばの実施
親子が集う場の常設が困難な地域に出向き、出張ひろばを週1日(1日5時間)開設

③地域づくりに向けた支援

共助の基盤づくり事業(生活困窮者支援等のための地域づくり事業)

地域ニーズの把握

- ①「はんなん やさしさツナグ交流会ー子ども若者世代交流ワークショップ」(R4.10開催)
次世代の地域福祉人材育成を進めるにあたり、現在、阪南市で活動している若者世代の意見を聞き、子ども同士の交流を深めるための開催。



地域サービスの創出・推進

- ①買い物支援: 生協との協定により移動販売車が指定地域を巡回 (H28買物プロジェクトのニーズによる取組)
- ②地域見守り協定: 企業5社と協定し、通常業務上で把握した異変等を市に連絡
- ③くらしの安心ダイヤル
地域の関係団体・機関と協力し、要援護者の日常の見守りや声かけなど、見守り支える体制づくり



インフォーマル活動の活性化

- ①中央公民館主催の居場所づくりと担い手育成の講座
(1)「持続可能な居場所(地域の食堂)のつくりかた」(R5.8開催)
(2)「多世代交流を生み出す『地域の居場所づくり』をめざして(3回講座)」(R4.11~R5.1開催)

あなたの思いをカタチに
持続可能な居場所(地域の食堂)のつくりかた
〜いっしょにつくってみませんか〜

開催日時: 8/3(木) 14:00~16:00
会場: 阪南市若狭コミュニティセンター
申込は電話、QRコード、メール

その他、地域福祉推進のための事業

- ①まちなかサロン・カフェ(40か所)や子ども食堂(8か所): 各地域のボランティアが取り組む居場所づくりや運営支援
- ②こども福祉委員: 小学校高学年~中学生の福祉ボランティア活動(市内4小中学校)
- ③ほっこり相談: 「まちなかサロン・カフェ」13か所にCSW等が訪問し、身近な総合相談を行う。
- ④地域貢献プロジェクト: 市内の少年院の少年のボランティア活動等を支援
- ⑤農福、漁福連携: 福祉農園や漁協との連携

④ 多機関協働事業

くらし丸ごと相談室

- ・複雑化・複合化した市民の暮らしに関する相談を丸ごと受けとめる。
- ・市内の他部局や関係機関が連携し、解決に取り組む。

くらし丸ごと相談室
～ひとりで悩まないで ご相談ください～

くらしの相談

- ・家庭内に誰かの困りごとを抱えている。
- ・ひきこもっている家族のことが心配。

仕事に関する相談

- ・仕事をしたいけど働けるか不安。
- ・仕事が長続きしない。

お金に関する相談

- ・多重債務で苦しんでいる。
- ・金銭管理ができない。
- ・公共料金が支払えない。

住まいの相談

- ・仕事をやめて家賃が支払えない。
- ・近隣の住居が、ゴミや物であふれている。

相談内容のQ&A

Q1 誰でも相談できますか？
A1 原則として、阪南市に在住で、生活に困っておられる方なら誰でも相談できます。

Q2 相談後の支援は、どのようなもの？
A2 支援プランをつくって、その支援プランに沿った支援を行います。そして、継続的に支援を行っていきます。

阪南市役所（玄関入って、すぐ左側）
福祉部 内 くらし丸ごと相談室 窓口 ⑦ ③
☎ 072-471-5678（内線2206）

共生の地域づくり庁内連携推進会議

- ・市庁内の連携を推進し、行政の縦割りを解消し、市民の相談に横断的に対応できる体制を構築
- ・市内6部15課の職員が委員として参加
- ・年6回（2か月に1回）開催
- ・外部の包括的相談支援事業も参加

重層的支援会議・プラン作成

- ・包括的相談支援事業者から当該相談者の情報提供を受け、市民福祉課で具体的な支援方法（プラン）作成し、重層的支援会議に諮る。
- ・包括・CSW・自立相談支援機関・市内2課及び当該事例関係支援者が参加
- ・年12回（月に1回）開催

支援会議

- ・潜在的な相談者の（本人同意がない人）の潜在的な課題について、支援を届けることを目的に情報共有。
- ・包括・CSW・自立相談支援機関・市内2課及び当該事例関係支援者などが参加
- ・必要時随時開催。

④ 多機関協働事業

共生の地域づくり庁内連携推進会議

目的：市庁内の連携の推進により、市民の相談に横断的に対応できる体制をつくる。

	経過
H30	5月：課長級管理職対象：趣旨説明 6月：第1回（相談支援事業について） 以後：毎月1回開催（年8回）
R1	2か月に1回開催（年6回） ・生活困窮（事例検討+グループワーク） ・就労支援（支援団体発表+グループワーク）など
R2	2か月に1回開催（年5回） ・金銭管理（事例検討+グループワーク） ・家計改善支援（事例検討+グループワーク）など
R3	2か月に1回開催（年3回：前期に集中） ※後期は重層的支援会議の立ち上げに集中 ・庁内で困っている事例を抽出し検討する。 ・事例検討（複合的・複雑化した事例）
R4 ～	2か月に1回開催（年6回） ・庁内他課で抱えている事例について検討を行い、事例の課題抽出、地域課題の抽出を行う。

・2か月に1回庁内15課（介護、障がい、子ども・子育て、困窮・教育・人権などを含む）及び包括的相談支援事業者にて、事例検討を行い、事例の課題抽出、地域課題の抽出を行う。

支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成する必要がある事例については、重層的支援会議（支援会議）で検討する。（月1回開催）

今後：出てきた課題を解決する方法や資源を開発する機能が必要

⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業【阪南市委託事業】発行：阪南市・(社) 阪南市社会福祉協議会

困った! 気になる!

今後の生活が不安...

近所の〇〇さん、最近しんどそうねえ...

子育てが不安だわ...

生活するお金がないよ...

どこに相談したらいいんだろう...

くらしの中の困ったことや気になることをまずはCSWにご相談ください

CSW

コミュニティソーシャルワーカー

阪南市では、地域の身近な相談員としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しています。高齢者、障がい者、ひとり親、子育て家庭などの悩みごとや困りごとをご相談ください。関係機関、専門機関と連携しながら、一緒に解決に向けて取り組みます。

お気軽にご相談ください

相談無料 秘密厳守 なんでもOK

ひきこもり



物が散らかっている



虐待



心の病で動けない



お金がなくて生活できない



子育てが不安



アルコール依存



福祉サービスを知りたい



- ①市内2か所の地域包括支援センターにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を2名ずつ配置し、地域におけるくらしの困りごとや福祉に関する支援などを行う。
- ②社会福祉協議会にアウトリーチ支援員1名を配置し、ひきこもり状態など支援に時間がかかる方に対して、初期のつながりづくり、関係機関への相談同行などの支援を行う。

- ①相談支援: ほっこり相談等の地域の場に積極的に出向き、相談のキャッチと伴走支援
- ②ネットワーク: 教委・SSW・SC(スクールカウンセラー)等学校専門職と連携を進め、研修や会議への参加・個別支援の協働など
- ③地域づくり: 福祉委員会会議や活動への参加、共生型サロンの実施、地域福祉計画等への参画
- ④アウトリーチ: 初期のつながりを確保(自宅訪問、電話、メール等で、本人に接触)、信頼関係の構築、関係機関への相談同行等